

野崎京子先生講演会と工学研究科交流会

平成20年7月28日(月)

「金属錯体触媒をもちいる

極性モノマーの精密重合の研究」

野崎京子・東京大学工学系研究科教授

私の研究者としての出発は、京都大学工学部からです。父は京都大学工学部の教授で、私は、同じ工学部の学生でしたが、父は私の進学に反対でした。でも研究がとてもおもしろかったので、もうちょっとと思って修士に進学して、もうちょっとと思ってドクターに行っているうちに卒業しそくなって、いまだに大学にいるというのが私の経歴です。研究者になったきっかけとして、もう一つ、ドクターのときに外国に行かせてもらって、すごく気が楽になったことがあります。その時に、世界中にできた友だちというのはそのまま続いていて、どんどん増えていきますので、研究者になって楽しかった、よかったと思っています。

父が研究者になることに反対した理由は、ポストが見つかるわけがないからというものだったのですが、私は、1991年、D3が終わってすぐに助手にさせていただきました。その次の年に結婚して、長男が生まれました。とても恵まれていて、わかば園という夜間保育が完備していた保育園で、1月の半ばにはもう慣らし保育を始めてもらい、研究が続けられました。1997年には次男が生まれました。その直後に助教授にさせていただいて、その後東大へ行きました。夫が化学研究所にいましたので、小学4年生になった長男と、3歳の次男を連れ、夫を単身置き去りにして東京へ行きました。東京では、保育園が7時までだったので、会議があっても保育園の迎えに間に合うように帰るという中で、研究を続けてきました。

さて、私たちの研究では、触媒という技術を使って、自然界にはない物質を作っています。プラスチックのボトルやスーパーで5円払わなくてもくれる、ぐるぐる巻きのポリエチレンの袋は、油性マジックペンで字を書いても、簡単に取れてしまいますね。ポリエチレンは、つるつるの油で、何もひっかかりがないんです。そこに、ちょっと窒素や酸素を入れると、引っかかりが付くので、印刷が乗りやすくなります。市場では、このように着色性や接着性の向上といったニーズがあるのです。私たちのところで最近、ある金属を触媒として、ちょっとだけ何かを入れたポリマーができました。今後さらに触媒活性を向上させて、実用化に結びつけるのが夢です。また、プロピレンと一酸化炭素から、ポリマーの右手型と左手型を作り分けることにも成功しました。ポリマーの生分解性を考える上で、重要な方法論です。これらの成果に対し、第28回猿橋賞をいただいたのです。受賞したとき、

私は、素直にとてもうれしかったです。

そして今、取り組んでいることは、CO2からプラスチックを作ることです。CO2というだけで、削減だとか地球温暖化がどうしたと大騒ぎになるのですが、残念ながら私の研究は地球温暖化対策になるほどの大きなスケールの分野ではありません。CO2は安価で豊富に存在し、石油に代わる魅力的な化学原料です。CO2からプラスチックを作る場合に、従来の触媒では、たくさんの副生成物を発生させていたのですが、副生成物の生成を抑えられる触媒を開発しました。こうしてできたプラスチックは、熱物性に問題があり、35度ぐらいで柔らかくなるため、もうひと工夫して何とか市場に出さなくてはと、プロジェクトに取り組んでいます。

最後に、女性が研究を続けていく上では、まず、フルタイムで働くお母さんたちに共通の保育園探しや職場の理解といった問題があり、その上で、数が少なくて孤立しがちという女性研究者特有の問題があります。シビアナのはポスト問題で、男女問わず、短期雇用の中、短時間で成果を求められるという厳しい状況です。生物学的には一番出産に適している年齢であっても、子どもを産むこともままならないと感じてしまう人もいます。いまの20代後半から30代前半の人の置かれている任期制の職場やプレッシャーを考えると、女性研究者は、簡単には増えないかなと思いますが、学術振興会のRPDなど、さまざまな制度で時代が女性研究者を応援しています。若い方には、「一人じゃないし何とかなるから」と言いたいです。これが、若い研究者志望の方への、私からのエールです。

講演会続き、野崎先生を囲んでの交流会を開きました。野崎先生は、参加者に気さくに話しかけて下さいました。



ポケットゼミ「ジェンダーと科学」

第8回「ジェンダーと法」 山田文・法学研究科教授

(6月17日)

アカデミックな環境の日常では、ひどい男女差別が表面的に出てくることは少ないですが、日本では、国レベルの政策を担う意思決定の場での女性比率はとても低く、ジェンダー不平等の現実があります。参議員の女性議員の比率は18%、衆議院は10%です。国家公務員も1種の採用者は2割以上が女性ですが、部長レベルになると、たった2%です。検察官では1割です。唯一、国の審議会における女性委員の比率は、目標の3割を達成したという状況です。

政治活動、経済活動における女性の積極的な役割、特に意思決定の影響力を測定するものにジェンダーエンパワーメント指数があります。女性の所得、専門職における女性の割合、行政職、管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合で各国を比較する指標です。日本は、去年は43位、今年は54位まで落ちました。93カ国の指数しかとっていないのに半分以下です。これは意思決定の関与で、女性比率が低いことに加えて、女性の所得が男性の6割程度と非常に低いことに大きくかかわっています。

憲法14条で「すべて国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により差別されない」とあります。法律自体は、民主主義のもと多数決で決まります。しかし平等などの基本的人権は、多数決の問題ではありません。司法は、多数決原理では

救われない基本的人権を求めている人を、人権の名のもとに救うものです。したがって人権を主張し、自分の権利を言う人は、既存の社会にプロテストしているわけで、大きなバックラッシュを受け、また保護されるにも時間がかかるのです。

法律は、現状を維持（Status quo）する方向性にはたります。そのStatus quoを破り、基本的人権の名によって、自分への保護、平等化を求めていくことを考えなくてはいけないのです。

法の社会におけるジェンダーを見ると、ドメスティックバイオレンス、教育や看護における虐待の問題などのように、かつては政治的な背景や社会的に正当化されてきたことが、基本的人権の侵害として取り上げられるようになりました。しかし、今も夫婦の選択的別姓制度は実現されていませんし、待婚期間の差や女性の婚姻年齢は16歳、男性は18歳と差があることも合理的とはいえません。その他、同一労働同一報酬原則が適用されていない非正規雇用者に女性が多いことや、家庭内労働の評価方法の問題、さらには男女雇用機会均等法改正後も、なお間接差別の問題は解決していないのです。



第9回「ジェンダーと文化」 鈴木晶子・教育学研究科教授

(6月24日)



ジェンダーと言っても、その現れ方は文化によって様々です。例えば、「何をもって女性性や男性性を表現するのか」を考えてみましょう。欧米の広告メディアに登場する

女性像は、1970年代半ばごろから、大きく変わりました。それまでは「男性は誘い、女性は誘われる」、つまり男性は能動的、女性は受動的存在だと考えられていました。それが、女性の地位向上や自立といった流れのなかで、男性イメージのもつ「強さ」の枠組みを踏襲し、それと同じ尺度での「強い女性像」が提示されたのです。広告に描かれる女性は、自らの性的魅力に「自覚的」で、その魅力を「自意識に基づいて戦略的に提示し、男性にアピールする」女性へと変化したのです。しかし、日本では、いまだに無垢でウブな女性のもつ性的魅力が広告業界で重宝がられている傾向を指摘する欧米のメディアもあります。そんな日本女性のイメージはいま漫画文化を介して欧米の人たちの関心を引いているようですが、これはジェンダーの文化比較として今後研究したら面白い主題でしょう。

日本には「おんな子ども」という言い方がありました。家父長制の社会では、父親と長男が家を代表し、女性やその他の子どもたちは守られる、つまり経済的にも自立していない存在でした。女性は子どもと同じように無垢で、か弱い存在である。だからそれを守るために、男性は強くなくてはならないという形で、男女のイメージは守る・守られるといった関係性を軸にして形成されてきたとみることできます。

ですから、女性イメージや男性イメージは、実は持ちつ持たれつの相互依存関係にあるという見方も成り立つのです。社会構築主義の立場からすれば、「男性」は「女性」を、「女性」は「男性」を鏡として成り立っている。「男性」「女性」とは、一種の仮構であり、「記号」なのだという見方です。生物学的差異とは別に、社会に生きる存在として男性性や女性性をみていくと、実は、男性にも「女性的要素」が、また女性にも「男性的要素」が含まれていることが分かります。「男性」「女性」という言葉を、生物として異なる存在という実体としてみるだけでなく、社会のなかである種の「男性」「女性」という名称（記号）によって規定された存在を表すのだという発想を身に付けておくことは、今後、男性と女性をめぐる様々な社会現象や議論を分析していく際に重要な視点になってくるでしょう。

【センターから】女性のための相談室 開室日

9月6日、13日、20日、27日 10月5日、12日、19日、26日 11月2日、9日、16日、30日

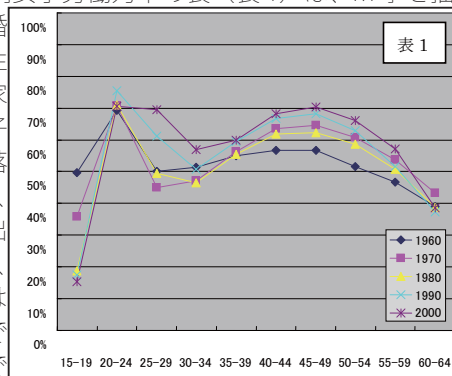
第10回「近代のつくったジェンダー」 落合恵美子・文学研究科教授

(7月1日)

世界史では、経済的には産業革命・政治的には民主革命以後を「近代」と定義し、近代が「男性は外で仕事、女性は家の中で家事をする」という性別分業の仕組みを作ったとされています。家事とは近代の都市家庭を標準とした概念で、「都市の家庭で、家でするのが普通だと思われる仕事、市場化しない、購入しないサービス」が「家事」と呼ばれ、その担い手として「主婦」を生じさせます。こういう家族を近代家族といいますが、その特徴は子ども中心、性別分業、プライバシーの成立、親密性が家族のなかに限定されることなどです。

しかし1970年代以降、ヨーロッパやアメリカなどでは、近代家族の衰退が起き、ジェンダーについては「脱主婦化」が起きていると言われています。では、日本で女性の「脱主婦化」が起きていると思いますか？

日本の年齢別女子労働力率の表(表1)は、M字を描きます。結婚や出産で女性がいったん家庭に入り、子育てが一段落したところに、また職場に出ていきますが、その多くはパート就労です。2000年では、M字の底が高くなってきていますが、これは結婚し



ても働き続ける人が増えたのではなく、結婚しないで働き続けている人が増え、晩婚化によって谷がうしろにずれるため、早婚の人が働き始める時期と相殺されることで谷が浅くなっているのです。国際比較をするとや

はり、日本は「脱主婦化」していないのです。

明治初期の1890年では、女性の労働力率はM字ではなく、なだらかな山のカーブを描き、ピーク時は、80%であったと推定されています。三世同居が多く、家事と労働が性別ではなく世代によって分業され、家事はおじいちゃん、おばあちゃんの担当であったのです。この時代、日本の女性は働いていたのです。

日本の性別分業意識の強さは、近代以降につくられたもので、それが固定してしまったものです。1970年代以降「脱主婦化」が進行したヨーロッパやアメリカと対照的に、日本において性別分業が固定した原因の一つは、専業主婦を税制度で保護するなどの制度要因であったと考えられます。文化要因、意識要因をあげる人もいますが、それはむしろ反対で、80%の女性が働いていたというのが日本の伝統文化なのです。東南アジアの女性はよく働いていることがわかっていますが、日本をアジアの国の中で比べるとどうでしょう。調査からは、中国、シンガポールなど育児サポートのある国は女性がよく働いていることがわかります。これらも、なぜ日本はM字なのかを考える手がかりになるでしょう。

第11回「現代科学の発展は女性の生活をどう変えたか」

宇野賀津子・ルイ・パストゥール医学研究センター IFN・生体防御研究室室長 (7月8日)



先史以来、何万年という期間、女性は、約4年の間隔で、5人ぐらいの子どもを産み、そのうち成人するのは2人か3人、末子を産み終わったところには閉経を迎えるというものでした。そして、末子の成人を見ることなく寿命が尽きることが多く、

女性の性役割は、まさに子どもを産み育てることでした。

しかしながら今の日本では、結婚しないと、子どもを産まないという選択も可能です。一方、十数人の子供を産むという事も可能です。でも多くは子どもを産んだとしても2人位で、寿命が伸びたこともあり、女性のライフサイクルは大きく変わってきました。子育て期間を過ぎてからも20年～30年という長い人生があるので。その結果、人間の歴史の中では、これまでほとんどのヒトが経験しなかった、更年期や老年期を経験するようになったのです。このように、多くの女性のライフサイクルは戦後大きく変わりました。

この変化は、せいぜいこの100年の変化です。従って、女性の身体の方はこの変化に十分対応していないという側面があります。毎月毎月、月経があるというのは、実はこの50年ほどで女性が経験するようになった変化です。その結果、貧血や乳ガン、子宮内膜癌のリスクが上

昇しています。

人生80年となれば、子どもを産み育てることが女性の性役割であるというだけでは、女性の一生は終わらないのです。このように女性のライフサイクルの変化に大きく影響を与えたのは、女性自身の変化というよりも、20世紀科学技術の発展の影響が大きいのです。特に、この50年の女性のライフサイクルの変化に影響を及ぼしたのは、生殖技術の進歩による変化よりも、環境衛生面の改善による乳幼児死亡率の減少、妊娠のメカニズム解明、確実な避妊法の開発、家電製品の普及による家事労働時間の短縮、粉ミルクの普及などが、女性の家事・育児への負担を大きく軽減したことです。妊娠のメカニズム解明、確実な避妊法の開発は、生殖の性、コミュニケーションの性、快楽の性というように、性の目的は生殖の性のみならず、多様な性のあり方があるということを明らかにしました。このように女性の性役割の変化には、女性自身の変化というよりは、社会的な側面、特に科学の発展の影響が大きいのです。

科学の発展はまた、男と女の関係にも影響を及ぼしました。21世紀、男と女の関係はどう変化していくのでしょうか。子供を産み、授乳するという以外は今や男性でも可能です。21世紀、新たな男と女の関係が作られていくでしょう。

第18回全国病児保育研究大会に参加

7月20日・21日に三重県四日市市にて開催された第18回全国病児保育研究大会に、病児保育室より看護師1名・保育士2名が参加しました。

3月に、病児保育室事前登録者を対象に実施したアンケート調査の回答を解析し、その内容について、下記2題のポスター発表を行いました。



- (1) 京都大学女性研究者支援センター病児保育室の開設後1年間の活動状況と果たした役割について
- (2) 利用を希望する女性研究者が病児保育室を利用しなかった理由について

大会では、多くの方に発表を聞いてもらうことができました。また、(2)の発表内容については、大学の病児保育室だけでなく、病児保育室全般の課題でもあると指摘がありました。

大会に参加し、他大学の病児保育室の方々と交流し、意見交換を行うことができました。またセミナーでは、小児ぜんそくや乳幼児の予防接種について学びました。今後の看護・保育に役立てたいと思います。

(病児保育室スタッフ)

<アンケート結果を受けて>

病児保育室では、アンケートで寄せられたご意見を受け、下記事項の改善を行いました。

- (1) 昼食メニューの追加（ハンバーグ、チキンライス、サンドウィッチ）
- (2) 病児保育に関する相談会の開催（詳細は後報）
- (3) ホームページで病児保育室の様子や流行性疾患の情報などを広報（こもも日記）



平成20年度保育園入園待機乳児の保育室開室（9月1日）



女子学生、女性研究者の研究と育児の両立を支援することを目的とし、女性研究者支援センター内に、「保育園入園待機乳児のための保育施設」を設けます。この保育施設は、現在、保育園の入園待ちを余儀なくされている女性研究者等を対象とします。運営については、株式会社アルファ・コーポレーションに委託し、大学が一部費用を負担して実施します。詳細は、ホームページを参照してください。

<保育室の概要>

開室期間	平成20年9月1日～平成21年3月31日
利用資格	京都大学に所属する女子学生・女性研究者
対象乳児	入室時生後9週目～平成21年3月末時点まで15ヶ月未満の健康な乳児
定員	8名
開室日	月曜日～金曜日
開室時間	9:00～18:00
	時間外保育は、8時～9時及び18時～20時までとし、別途利用料が必要です。
利用料金	50,000円（税込）/月（乳児1人あたり）

【センターの今後の予定】

9/6（土）14:00～16:00

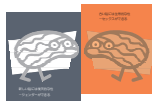
第5回「性差の科学」研究会
「脳の2つの性、セックスとジェンダー」

講師：田中富久子（国際医療福祉大学大学院・教授）

9/20（土）15:00～16:00

病児保育講演会「病児保育と共に歩んだ日々」

講師：保坂智子（枚方病児保育室医師）



11/4（火）16:00～18:00

「言いたいことを、はっきりと、うまく伝えるために
アサーション・トレーニング入門」

講師：田上時子（NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西 理事長）



Center for Women Researchers

〒606-8303 京都市左京区吉田橘町

電話 075 (753) 2437

FAX 075 (753) 2436

E-mail w-shien@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

HP <http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/>